

公安委員会	銃砲刀剣類所持等取締法施行令等	令和4年6月23日
説明資料No. 1	の一部を改正する政令案について	生活安全局

## 1 概要

令和4年6月15日に成立した「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（以下「新法」という。）の施行に伴い、関係政令を改正するもの。

## 2 改正事項（当庁関係）

### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令

猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として、新法第20条（同法第13条第6項に係る部分に限る。）に規定する罪（注）を追加する。

注： 出演契約の任意解除等を妨げるために威迫して困惑させる行為の禁止違反

### (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として、新法第20条若しくは第21条に規定する罪（注1）（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第22条第1項に規定する罪（注2）を追加する。

注1： ○ 出演契約の任意解除等を妨げるために不実を告知する行為又は威迫して困惑させる行為の禁止違反（第20条）

○ 出演契約に係る説明義務違反、出演契約書等の交付等義務違反（第21条）

注2： 新法第20条及び第21条に規定する罪の両罰規定

## 3 今後の予定

閣議 6月28日

施行 7月12日

## 4 その他

本改正案は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるとき（行政手続法第39条第4項第1号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を政令の公布と同時期に公示する（同法第43条第5項）。

公安委員会 説明資料 2	行政事業レビューにおける 公開プロセスの結果について	令和4年6月23日 長官官房
-----------------	-------------------------------	-------------------

## 1 概要

6月14日、警察庁行政事業レビューの一環として、公開プロセスを実施したところ、その結果は以下のとおり。

## 2 結果

### (1) 取調べ録音・録画装置の整備

取調べの録音・録画を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な録音・録画装置の整備について、これまで必要数を全国に整備したところであるが、引き続き、効果的かつ効率的に更新整備を進めていくもの。

#### ア 評価結果：事業内容の一部改善

（内訳：事業内容の一部改善4名、事業全体の抜本的な改善2名）

#### イ 取りまとめコメント（主なもの）

- ・ デジタル化、クラウド化の可能性については引き続き検討を進めてほしい。
- ・ 警察署によって利用頻度に差があるものと思われ、耐用年数だけでなく、累積使用時間などを参考に、更新タイミングの適正化をはかっていただきたい。
- ・ 一者応札の改善等に向けて、各都道府県で追加の仕様を加えずに調達する等の見直しも必要ではないか。

### (2) 特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺等の捜査の過程で入手した犯行に利用されていたと認められる名簿を委託業者にリスト化させ、当該リストを都道府県警察に還元した上で、各都道府県警察において注意喚起の架電等による被害防止を図り、特殊詐欺対策を推進するもの。

#### ア 評価結果：事業内容の一部改善

（内訳：事業内容の一部改善6名）

#### イ 取りまとめコメント（主なもの）

- ・ 効果の測定は、当該事業単独ではなく、一件阻止した場合にかかったコストを比較するなど、他の施策との比較での検討が必要と思われる。
- ・ コールセンターから金融機関及びコンビニに対するより効果的な警戒依頼方法を検討してほしい。
- ・ 間接的な効果も含め、実際の効果を数値化して説明できるようにしっかりと検証結果を整理してほしい。

### 1 行方不明者の受理状況

- 令和3年は、統計の残る昭和31年以降で最少となった令和2年に次いで少なく、79,218人（前年比2,196人増加）であった。  
認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた平成24年以降、年々増加を続けており、令和3年は17,636人と前年に比べて71人増加した。
- 男女別では、男性が50,289人、女性が28,929人と男性の割合が高くなっている。
- 年齢層別では、20歳代が最も多く、昨年と比較して10代から30代の若年層で2,664人の増加となっている。
- 原因・動機別では、認知症を含む疾病関係が最も多く、全体の約30%を占める。

### 2 行方不明者の所在確認等の状況

- 令和3年中に所在確認等がなされた行方不明者は78,024人であり、その内訳は所在確認が65,657人、死亡確認が3,613人、その他が8,754人となっている。
- 所在確認がなされた者のうち、51.3%が受理当日、83.4%が受理から1週間以内に所在確認されている。  
このうち、認知症に係る行方不明者は、73.9%が受理当日、99.4%が受理から1週間以内に所在確認されている。

### 3 今後の取組

- 行方不明となった原因・動機や当時の状況等を詳細に確認し、事案に応じた組織的な発見・保護活動を推進。
- 平成24年以降、認知症による行方不明者数が増加していることを踏まえ、早期発見に向けた自治体等の関係機関・団体との連携強化、情報発信活動等を推進。